

令和5年 第3回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和5年3月27日（月）午後3時00分～

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長 学校教育課参事

4 欠席者 0人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の概要 次のとおり

8 議決事項

特別支援教育就学奨励費支給規則

豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

豊見城市立学校給食センター運営委員会の委員の委嘱について

令和5年4月1日付け教育委員会職員の人事異動について

令和5年3月第3回豊見城市議会定例会一般質問について

平成30年(ワ)第762号損害賠償請求事件(本市児童自死に係る損害賠償請求事件)について

令和4年度(令和5年度進学予定者)豊見城市育英会奨学金の給与審査について

令和5年第2回定例教育委員会「議案第7号 専決処分書について」

の訂正について

令和5年第1回定例教育委員会「同意案第1号 県費負担教職員の懲戒について内申すること」について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>それでは皆さん、こんにちは。これより令和5年第3回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に備瀬委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元にお配りしてあります議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務日程ですが、本日は議題項目が多くありますので、資料をもって報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第4の議案第8号 特別支援教育就学奨励費支給規則についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>学校教育課、金城です。よろしくお願いいたします。豊見城市特別支援教育就学奨励費支給規則についてでございます。</p> <p>提案理由ですが、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第2号の教育委員会規則の制定に該当することから上記の議案を提出しております。</p> <p>資料をめぐっていただきたいと思っております。豊見城市特別支援教育就学奨励費支給規則の概要です。1 事業の概要ですが、特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に則り、特別支援学校等に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な費用の一部を支給し、もって、特別支援教育の普及奨励を図るため特別支援教育就学奨励費の支給に関し必要な事項を定めるものであります。制定理由です。これまでは、特別支援学校への就学奨励に関する法律及び特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令を直接適用して就学奨励費の支給を行ってききましたが、ほかの補助金等の交付事業に見られるような規定が存在しないことから定める必要があるということで制定をしていきたいと考えています。制定内容は、別添で説明します。施行期日令和5年4月1日からの施行と考えております。</p> <p>ページを2枚開けていただきたいと思っております。規則で説明していきたいと思っておりますが、第1条の趣旨、第2条の定義については割愛いたします。第3条対象者からお願いします。就学奨励費の支給の対象となる者</p>

は、豊見城市立小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者等のうち、次に掲げるものとする。1号、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者等。2号、通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者等。3号、通常学級に在籍し、他校に設置された通級指導教室において障害に応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者等。2項、前項の規定にかかわらず、教育長は学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学の承諾を受けている者の保護者等について、就学先の市町村と協議の上、当該保護者等を対象とすることができる。3項、前2項の規定にかかわらず次に掲げる者は、対象者としなない。1号、豊見城市就学援助規則の規定による要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者。2号、他の自治体から就学奨励費と同種の給付を受けている者。第4条就学奨励費の支給費目等は、別表のとおりとする。2項、就学奨励費は保護者等が指定する口座に支給するものとする。

第5条の申請です。就学奨励費の支給を受けようとする保護者等は、別に定める書類を添え、当該児童生徒が在籍する学校の校長を経由して教育長に申請するものとする。ただし、学校長を経由し難い事由があるときは、学校長を経由せずに申請することができる。

第6条の申請の審査及び認定区分の決定です。教育長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等により収入額と需要額の割合を審査の上、認定区分を決定する。2項、教育長は前項の審査に際し、必要書類等に不備があったときは申請者に対し期日を定めて補正を求めることができる。3項、前項に規定する期間内に補正がされないときは、当該申請を却下するものとする。4項、第1項の認定区分は次のとおりとする。1号、第1区分、収入額が需要額の1.5倍未満の場合。2号、第2区分、収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合。3号、第3区分、収入額が需要額の2.5倍以上の場合。

第7条申請者への通知です。教育長は前条第1項の規定により認定区分を決定したときは、当該決定の内容について、学校長及び保護者等に通知するものとする。

返還、第8条です。教育長は、就学奨励の支給を受けた者が、虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき又は支給金額に誤りがあったときは、その者から当該支給を受けた全部又は一部の返還を求めることができる。第9条は割愛いたします。

別表のほうをお願いします。支給費目ごとに説明します。学校給食費、費目の内容が学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費。支給

	<p>時期が3月、対象区分が1区分と2区分。支給基準が実費の2分の1。</p> <p>次のページをお願いします。支給費目、修学旅行費。内容が、児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料その他の均一に負担する必要がある経費。支給時期は3月、対象区分が1区分と2区分。支給基準が実費の2分の1。次に校外活動費（宿泊を伴わないもの）。児童生徒が校外活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するため、直接必要な交通費及び見学料。支給時期が3月、対象区分が1区分と2区分。支給基準が実費の2分の1。次に学用品・通学用品購入費。内容が、児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費。支給時期が3月、対象区分が1区分、2区分で定額となっております。次に、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費。内容が、小学校又は中学校に入学する者が、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費。支給時期が3月、対象区分が1区分と2区分で定額となっております。通学費。内容が、第3条第1項第3号の対象者で、他校に設置された通級指導教室において特別な指導を受けるため必要な交通費。支給時期が3月、対象区分が1区分、2区分が実費、3区分が実費の2分の1となっております。以上で説明は終わりますが、今回の規則制定については、これまで行っていたものではあるんですけども、明確に規則に定めたというところがございます。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第8号について説明がございました。この内容についてご質問がございましたら、委員の皆さん挙手をお願いいたします。はい、下條委員。</p>
下條委員	<p>説明ありがとうございました。「通常学級に在籍し、他校に設置された通級指導教室において障害に応じた」という文言があるんですけども、適応指導教室も当てはまるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>適応指導教室に……実際、他の学校に通っているという子は現在のところいなくて、通級で2人いたかと思うんですけども、そういったものを対象にしているということになります。</p>
下條委員	<p>例えば通常学級に在籍して、とよみ教室とかありますよね。とよみ教室とかはそういう範疇になりますか。</p>
学校教育課長	<p>今回、この法律に該当する内容ではございませんので、あくまで特別支援教育を要する子が対象になってきますので、これは直接対象にはならないです。</p>
下條委員	<p>情緒の理由で適応指導教室にいる子も対象じゃない？</p>

学校教育課長	情緒だけで在籍するとかということであれば、対象になってくるかと思えます。あくまで、この支援学級に在籍することが条件になっています。
下條委員	分かりました。ただ、たくさんの項目は、「通常学級に在籍し」ということになっているので、それはどういうことになるのかなと思ったんですが。
学校教育課長	通常学級に在籍しながらも、あくまで特別な支援を要する子がやっぱり対象になってきますので。例えば、心因的なところでとよむ教室に通う子がこの規則に当てはまるかという、すぐさまこれに当てはまるということにはならないです。ただ、おっしゃるように特別な支援を要する子が別の学校に通うということであれば、それは対象になってくるのかなと。
下條委員	ちょっと専門的になって申し訳ないんですけども、例えばですね、不登校とか心因性のものなんですけれども、心因性のものの中にはやはり自閉スペクトラムとかそういったものも二次的障害で、そんなところに行く子もいるかなと思うんですよ。そういった場合は通常学級に在籍していて、特別支援が必要な子が適応指導教室に行く場合があるんですね。そういった場合はどうなのかなと思って。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校教育課長	これは法に照らして、そういった障害を持っているという認定がされていたりだとか、そういったケースを踏まえてであれば対象にはなってくるのかなと思えますけれども。
下條委員	ありがとうございます。
教育長	よろしいでしょうか。ほかに、大城委員どうぞ。
大城委員	ちょっとこの辺、分からないものだから聞きたいんですけども。この規則改定になって、今現在もらっている子どもたち、親はこの規則改定になってお金が増えたのか減ったのか。これはお答えできる？
教育長	はい、事務局お願いします。
学校教育課長	今回は改定ではなくて新規制定でございます。今までやってきたんですけども、こういった規則として規定はされていなかったものですから、今やっているものをそのまま新規制定をしたという。今回はそういったところです。
教育長	ほかにございませんか。はい、備瀬委員。
備瀬委員	修学旅行費の実費の2分の1限度額ありとあるんですが、実際には、参考までにどのぐらいの額を指しているのでしょうか。もちろん、修学

	旅行費は学校によっても違うと思うし。どうですか。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校教育課長	すみません、ちょっと今手元にはないんですが、ちょっと正確な数字があればすぐ取ってきたいと思いますが。
備瀬委員	それじゃあ、すみません。その下のほう。「新入学児童生徒の通常必要とする」の通常というのは、具体的には通学用品も含まれるもので、ランドセルとか雨合羽とかそういった物も対象になるんでしょうか。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校教育課長	<p>修学旅行費の限度額ありというところは、小学生で2万1,580円を対象としていて、助成額が半分ですので、その半分の1万790円となります。中学生が5万7,720円を対象としていて、その2分の1の2万8,860円が支給の限度額となります。</p> <p>学用品については定額というところですが、通学用品はですね、定額ですので、うちが幾らというふうに決めているんですけども、例えば小学2年生から6年生、これは5,820円で、中2、中3については1万1,370円。新入学生については小1が2万5,555円、中学生が2万8,990円となっております。これらの額についてはですね、文科省から出ています特別支援教育就学奨励費の負担金等というものに掲載されている額となっておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。</p>
教育長	よろしいでしょうか。ほかにはないですか。事務局。
学校教育課長	どのようなものという部分では、学校で使うノート、鉛筆、児童が使う物が対象になっております。ランドセル等については、新入生の部分のほうで対象にしているというところがございます。
教育長	<p>ほかよろしいですか。はい、ありがとうございました。</p> <p>では、議案第8号 特別支援教育就学奨励費支給規則についてであります。提案どおり決定したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。それでは、議案第8号 特別支援教育就学奨励費支給規則は原案どおり決定ということで進めます。</p> <p>続いて、日程第5の議案第9号 豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定についてであります。事務局、説明をお願いします。</p>
学校教育課長	学校教育課、引き続きお願いします。議案第9号 豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定についてでございます。

す。

提案理由ですが、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第2号教育委員会規則の制定に該当することから上記議案を提出しております。

資料をめぐっていただきたいと思います。事業の概要でございます。本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、豊見城市立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会に関し必要な事項を定めるものであります。

制定理由です。子供達を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも学校と地域の連携・協働が重要となっております。そのため、子供や学校が抱える課題への解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育実現が不可欠であると考えております。また、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、各教育委員会に対して協議会の設置努力義務が課せられているところです。そのことからこの本市においても、学校運営協議会が設置できるよう、本規則を制定したいというふうに考えております。

制定内容です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき豊見城市立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会に関し必要な事項を定めるものです。

施行期日が令和5年4月1日からと考えております。

資料を2枚めぐっていただきたいと思いますが、規則で説明したいと思いますが、第1条の趣旨については割愛いたします。

第2条、協議会の役割からお願いします。協議会は学校運営及び当該運営の必要な支援に関し協議する機関として、豊見城市教育委員会及び校長の権限及び責任の下、地域住民等の学校運営の参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間に信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

第3条の設置です。教育委員会は協議会を設置することが適当と認める学校ごとに協議会を設置する。ただし、2以上の対象学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合は、2以上の対象学校について一の協議会を設置する。2項、教育委員会は、協議会を設置するときは対象学校の校長、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者の意見を聞くものとする。第4条の委員。協議会は委員10人以内で組織する。2項、委員は次に掲げる者のうちから

教育委員会が委嘱又は任命する。各号については割愛いたします。3項、教育委員会は対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。4項、教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合には、速やかに新たな委員を委嘱又は任命するものとする。

第5条の任期です。委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条の会長及び副会長です。協議会に会長及び副会長を置く。2項、会長及び副会長は委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は会長となることができない。3項、会長は協議会を代表し、会務を総理する。4項、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7条の会議です。協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。2項、協議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。3項、協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、第11条第1項又は第2項の規定による意見の申出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。4項、議事については利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

第8条の会議の公開です。協議会の会議は、原則公開とする。2項、会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。3項、傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

第9条の守秘義務等です。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。2項、前項に定めるもののほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。こちらは割愛したいと思います。

第10条、学校運営に関する基本的な方針の承認。対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。1項、教育課程の編成に関する事項。2項、学校経営計画に関する事項。3項、組織編制に関する事項。4項、学校予算の執行に関する事項。5項、施設管理及び施設設備等の整備に関する事項。6項、その他教育委員会が協議会の承認が必要と認める事項。2項、対象学校の校長は、前項に規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。3項、第1項の承認が得られない場合は、対象学校の校長は、委員の意見を聴取して暫定的な措置を定める

ことができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。
この場合において、当該措置は、同項の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

第11条の学校運営等に関する意見の申出です。協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べる
ことができる。2項、協議会は対象学校の職員の採用その他の任用に関
して、次に掲げる事項について教育委員会を経由して、沖縄県教育委員
会に対して意見を述べる
ことができる。1号、対象学校の運営に関する
基本的な方針の実現に資する事項。2号、対象学校の教育上の課題の解
決を図るために必要な事項。3項、協議会は前2項の規定により教育委
員会又は沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、
対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

第12条の学校運営等に関する評価です。協議会は、毎年度1回以上対
象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

第13条、地域住民等の参画の促進及び情報提供でございます。協議会
は対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理
解を深めるとともに、参画が促進されるよう努めるものとする。2項、
協議会は対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資するため、
対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果につい
て情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

第14条の研修です。教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の
役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うも
のとする。

第15条の協議会の適正な運営を確保するために必要な措置です。教育
委員会は、協議会の運営状況を常に把握し、必要に応じて指導及び助言
を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運
営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、
協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。2項、
教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うこと
ができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

第16条の委員の解任です。教育委員会は、次の各号のいずれかに該当
する場合は、委員を解任することができる。こちらは割愛したいと思います。

第17条、協議会の庶務。協議会の庶務は、対象学校によって処理す
る。

第18条の委任は割愛したいと思います。

	簡単ではありますが、説明は以上ですが、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールと言われるものの制定に関する規則でございます。説明は以上です。
教育長	ありがとうございました。ただいま議案第9号についての説明がございました。この内容についてご質問ございましたら、委員の皆さん挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。宮城委員。
宮城委員	この協議会の設置等に関する規則があるということは、いわゆるコミュニティ・スクールについて、今後動き出すということでの理解でよろしいですか。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校教育課長	現在ですね、座安小学校のほうでモデル校として進めているところではあるんですけども、令和5年度からは本格的に座安小学校にコミュニティ・スクールを進めていきたいと考えております。これを皮切りに座安小学校の取組を各小中学校で見てもらって、また広げていければというふうに考えております。
教育長	はい、備瀬委員。
備瀬委員	この座安小学校の評価、成果と課題とかそういうのがあれば教えてほしいんですが。
教育長	事務局、お願いします。
学校教育課長	今年度、モデル校として座安小学校にやってもらったんですけども、年度の後半から本格的な取組をやっているの。実際は会議等はまだ3回しか開催していないところがございますが、また座安小学校とは上手くいった成果、課題等について整理して取り組んでいきたいと思っております。ただ、既に課題になりそうだなという部分に関しては、恐らく委員の確保だとか、そういった部分が出てくるのかなと思っておりますので、教育委員会がバックアップできるようにやっていきたいと考えております。
教育長	備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	この学校運営委員会が機能したら本当に学校と保護者、地域が一体化し、すばらしい学校づくりができるものと期待をしておりますけれども、過去の学校評議員制度と学校運営委員会は制度そのものが違って、この両方あってもいいんですが、豊見城市の場合はこの学校評議員制度というのはそのまま継続してやるのかどうか。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校教育課長	やはりこの学校運営協議会というのは以前からはありはしたんですけ

	れども、これに取り組んでいるというところは県内でもまだ少ない状況でございますので、今学校評議員と学校運営協議会、両方今、制度としては残しております。やはり学校が抱える課題等の解決については、運営協議会のほうが課題解決とか進んでいけるというところは全国的には言われておりますので、そこへの移行に向けて進めていきたいなというふうに考えております。
教育長	よろしいですか。
備瀬委員	なければ。もう1つ。
教育長	はい、どうぞ。備瀬委員。
備瀬委員	第10条ですけれども、協議会の承認を得なければならないというのがあります。教育課程とか経営計画、組織編成とか。もしそれが承認されなければどうなるんだろうかと。例えばこの法は全て3月、4月の初めには当然ながら決定はしていると思うんですが、恐らくこの運営協議会はその後に実施されるものと思われるので、そこで今言ったように承認をされないと、そういう後ろ向きな人がいなければいいんですが、最悪そういったものも想定した場合にどうなるのかという。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校教育課長	この辺のことについて、実は10条の3項に書いているんですけども、3項のほうを読み上げますと、承認が得られない場合は、対象学校の校長は委員の意見を聞いた上で暫定的な処置を定めることができるというふうにありますので、進めることはできはするんですね。ただ、これがあまりにも校長が委員の意見を聞かずに繰り返すとなると、今度は教育委員会のほうが常に会議を把握しという部分で、適切な措置を講ずるとというのが今度は15条に書かれておりますので、上手くいってない場合は我々のほうが出向いて、その内容を確認しながらというような感じになっていくかと考えております。
備瀬委員	分かりました。
教育長	よろしいですか。
備瀬委員	はい。
教育長	よろしいでしょうか。それでは議案第9号 豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について、提案どおり決定したいと思いますがいかがでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	はい、ありがとうございます。それでは議案第9号 豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定については、提案

	<p>どおり決定ということで進めてまいります。</p> <p>続きまして、日程第6の承認第3号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>引き続き学校教育課です。承認第3号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。</p> <p>提案理由です。当該事案については、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第1項第3号の規定において、教育委員会の議決事項とされているところでありますが、緊急を要し、教育委員会に付議する暇がないと認められるため、同規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。</p> <p>内容についてなんですけれども、先ほどの議題8号に関連しますが、学校運営協議会の協議員の報酬について、資料を2つめくっていただきたいと思いますが、報酬の額、日額5,000円を追加した内容となっております。簡単ではありますが説明は以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。ただいま、承認第3号のご説明がありました。委員の皆様、ご質問ございましたら挙手をお願いします。はい、備瀬委員。</p>
備瀬委員	<p>金額はおおむね妥当かなと思いますけれども、これは会議の回数なんかについては上限もあるんでしょうか。必要に応じて5回とか10回とかというところも出るのかは知りませんが、その辺の予算の関係上。</p>
教育長	<p>はい、事務局をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>予算上ではですね、年に6回、2か月に1回会議ができる。委員の数がこの規則でも10人を上限にやっていたんですけども、それで予算を組んでおります。ただ、また年度を見ながらですね、やっぱり回数を増やしたいとかということがあれば、必要に応じて補正等で対応していきたいと考えております。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。そのほかにもございませんか。大丈夫ですか。はい、大城議員。</p>
大城委員	<p>学校評議員は1日決まっていると思うんだよね。日額じゃなくて、年</p>

	間幾らで。決まっていたと思うんだけど、今回この、今備瀬委員から質問があったように、学校によって運営委員会の回数も変わってくるのかなど。予算がちょっと見えにくいなと思って。同じような質問なんだけど。
教育長	事務局どうですか。
学校教育課長	評議員のほう？
大城委員	はい。評議員は年間幾らだったと思うわけ。
教育長	はい、事務局。
学校教育課長	評議員については、日額2,000円だったかと思います。やっぱりこの金額の差というのは、運営協議会については責任と権限を持つことになってきますので、その観点から、実は報酬と謝礼という観点でも予算もまた別になるんですね。そういった意味で今回、報酬に係る条例にも付け加えたところになります。
大城委員	分かりました。ありがとうございました。
備瀬委員	学校評議員のメンバーが運営委員会のメンバーになることも、これはオーケーですね。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校教育課長	はい、メンバーがかぶることは問題ないというふうに考えております。
教育長	よろしいですか。それでは承認第3号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について承認をしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは日程第6、承認第3号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、提案どおり承認したということで進めてまいります。 続きまして、日程第7の承認第4号 豊見城市立学校給食センター運営委員会の委員の委嘱についてであります。事務局、説明をお願いします。
学校教育課長	引き続き学校教育課です。承認第4号 豊見城市立学校給食センター運営委員会の委員の委嘱について、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、別紙のとおり豊見城市立学校給食センター運営委員会の委員に対して委嘱したいので、教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。 提案理由が、当該事案については、豊見城市立学校給食センター運営

	<p>委員会規則第2条の規定により委員を選定し委嘱したので、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。</p> <p>次のページにリストを付けてございます。学校給食センターの運営委員については、これまで同様、各学校の校長先生、PTA会長及び学校栄養士と教育部長を充てております。任期について、令和4年6月からというところで任期の更新がありましたので、今回承認を求めるとしてしております。簡単ではありますが、説明は以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいまの承認第4号の説明がありました。ご意見がございましたら委員の皆様、挙手をお願いいたします。はい、備瀬委員。</p>
備瀬委員	<p>役職で充てられていると思いますけれども、その中に複数の議員の方がいらっしゃいますけれども、その方々についてはPTAの副会長が対応するとかということはどうなのかなとも思ったりもしますけれども。1人でも多くの方が経験したほうがいいのかという観点もありますし、議員は議員でまた活躍できる場もあると思ったりもしますが、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>はい、事務局お願いします。</p>
学校教育課長	<p>議員だから外すとかというふうにはあまり考えておりません。例えば仕事においても副職も認めている部分もあります。やはりPTA会長というところで、これまでお願いしてきている部分では、議員であるからということで外すということはあまり考えておりません。以上です。</p>
教育長	<p>そのほかございませんか。休憩してもいいですか。ちょっといいですか。</p> <p>休憩します。</p>
	<p>休 憩 (14時10分)</p> <p>再 開 (14時11分)</p>
教育長	<p>再開します。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、承認第4号 豊見城市立学校給食センター運営委員会の委員の委嘱について承認をしたいと思います。進めていきます。よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、日程第8の承認第5号 令和5年4月1日付教育委員会職員の人事異動についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>

教育総務課長	<p>教育総務課の長嶺です。よろしくお願いいたします。手元の資料の準備をお願いいたします。承認第5号 令和5年4月1日付教育委員会職員の仕事異動についてでございます。</p> <p>提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理を行いましたので、規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとなっております。</p> <p>お手元の資料をめぐっていただきまして、今回、仕事異動に伴う内示の資料となっております。こちらにつきましては、4月1日の定期の仕事異動となっておりますので、確認のほうお願いいたします。説明については以上になります。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。承認第5号 令和5年4月1日付教育委員会職員の仕事異動について、ご質問などございましたら、委員の皆さん挙手でお願いいたします。はい、宮城委員。</p>
宮城委員	<p>質問ではありませんが、学校教育課の中に公認心理士が今回新規で採用されていることに大変うれしく思っています。何年前ですか、指導主事をしていたときに、文科省もこれは委員会には置くべきだというようなこともあり、それぞれに関する資料作成をして当時の担当にお預けをして、ぜひ教育委員会のほうにもそういう専門職の方の採用をお願いいたしますということでお伝えした経緯があります。それから4年、5年たちますかね。やっとここに公認心理士の採用の枠を見つけて、大変うれしく思っています。また今後、学校との連携もよりスムーズになっていくのかなというふうに思います。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。ほか大丈夫でしょうか。はい、下條委員。</p>
下條委員	<p>これはもう決定なのか、ちょっとどうなのか分からないんですけども、ずっと嘉川部長が学校施設課の課長として頑張られてこられて、そして豊崎中学校が開校されるということで、ぜひ部長のほうが続けていただきたかったなというふうに、私は自分の意見としてお伝えしたいです。</p>
教育長	<p>そのほかございますか。はい、備瀬委員どうぞ。</p>
備瀬委員	<p>任期付き採用というのが2人いますけれども、これちょっと説明を。どういうことでしょうか。</p>
教育長	<p>中央公民館でしょ？</p>
備瀬委員	<p>中央公民館の図書館長。任期付き採用。</p>
教育長	<p>はい、事務局お願いいたします。</p>

教育総務課長	こちらにつきましては、専門的な観点から募集した職員になりますので、任期付きという形で。たしか2年間の任期付きという形の内容の募集の結果からなっております。以上です。
備瀬委員	これまでもあったんでしょうかね。
宮城委員	それと関連して……。
教育長	はい、宮城委員どうぞ。
宮城委員	公民館長は玉城先生でしたっけ。
教育部長	はい、そうですね。今の館長からまた。
宮城委員	また代わるんですか。
教育部長	はい。
宮城委員	現在は伊計先生は終わられて、また新しく玉城先生が……はい、分かりました。
備瀬委員	伊計館長も任期付き採用だったんですか。
教育部長	そうです、はい。
備瀬委員	分かりました。よく分かりました。
大城委員	同じような質問いいですか。
教育長	はい、大城委員。
大城委員	ちょっと教えてほしいんだけど、この教育部長だけでも、赤嶺部長があるし、それから学校教育課のところにもこの瀬長さんが教育部長とあるんだけど、これ2人とも……。
備瀬委員	部長が2人いるんですかね。
教育部長	いいえ。部長は一課、教育部は一つですので……。
大城委員	これ学校教育部長だよ、瀬長さんもね。これ見ると。
宮城委員	班長？ 班長です。
大城委員	班長？ そう。班長ね。
宮城委員	瀬長さゆりさんですよ。
大城委員	あ、そうだ。失礼しました。班長だ。ごめんなさい。失礼。班か。失礼しました。
教育長	はい、大丈夫ですか。それでは承認第5号 令和5年4月1日付け教育委員会職員の人事異動について、承認をしたいと思います。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは日程第8、承認第5号については提案どおり承認ということで進めてまいります。 続いて、日程第9の承認第6号 令和4年度（令和5年度進学予定

	者) 豊見城市育英会奨学金の給与審査についてと、承認第7号 令和4年度(令和5年度進学予定者) 豊見城市育英会入学準備金の貸与審査についての2件の審議の前に、この審議には個人情報が含まれておりますので、個人情報保護のため非公開とさせていただきます。今、傍聴人がいらっしゃらないので、そのまま進めさせていただきます。それでは事務局、説明をお願いいたします。
	(日程第9 反訳なし)
教育長	休憩します。
	休 憩 (14時21分) 再 開 (14時30分)
教育長	再開します。 日程第10の報告第1号 令和5年3月第3回豊見城市議会定例会一般質問についてであります。事務局、説明お願いいたします。
教育部長	<p>教育部、嘉川です。それでは、一般質問の報告について説明していきます。今回の3月議会では、教育部に関する直接質問は16名からございました。その内容につきまして、今お手元の一般質問通告要旨がありますので、この1ページのほうから順次説明していきたいと思っております。</p> <p>まず、通告番号1番の新垣亜矢子議員の(2)の①につきまして、当該の施設は一般開校を見据えた計画を行っていることから、開校後の学校活動の状況を踏まえ、管理法等について関係部署と今後協議していくということで方針を持っております。</p> <p>次に、同じ(2)の②ですね。こちらにつきましては、制服の改訂については校則の一環としており、制服のできた背景などを踏まえて、基本的には学校、生徒、保護者間で決定されるものと考えています。議員からは、市内統一を図ることにより、親戚同士のおさがりや、市内間での転校などがあつた場合に、保護者の負担軽減になるとの意見もございましたので、委員会からは統一のメリットを各学校に伝えて、学校に支援を図っていききたいと考えております。</p> <p>続きまして、③です。こちらにつきましては、県内の基地内外での入学やホームステイに対して検討してほしいということでしたが、今後はその可能性について調査・研究をしていききたいと考えております。</p> <p>続きまして、通告番号2、ページ数は2ページになります。新垣龍治議員の(5)の②です。こちらは、次年度の未来基金を活用した事業ということで、教育部に関する事業として予定しているものが3つございます。その1つが中学校3年生を対象とした、令和2年度からの継続事</p>

業となります、学力評価対策事業です。2つ目が、学校給食の栄養充足率を満たすための学校給食費保護者支援事業です。3つ目が、(仮称)豊崎中学校の備品購入など、開校準備に係る事業を予定しております。

続きまして、3ページです。仲田政美議員も(1)の②のアですね。こちらについては、利用者枠の拡充は現在様々な検討を行っておりまして、時間も要しているところですが、枠の拡大の必要性については十分認識しておりますので、今後も持続可能性や公正・公平を担保にすることなどを考慮しながら検討を続けていきたいと思っております。

続いて、(1)の④です。こちらは本市の子どもたちが、国際社会で活躍できるような人材育成の事業を進めるため、本年度まで渡航は中止をしておりましたが、本市内の中学生を対象としたアメリカ合衆国、ハワイ州への派遣を次年度、実施していきたいと考えております。

続きまして、(4)の①です。こちらは、スマホを利用した子供の安全対策の方向について、行政が主体となるには課題など検討するべきことがあると考えております。

続いて、4ページですね。同じく仲田政美議員の(4)②のアですね。こちらについては、学校からも制服の改訂を検討したいとの意見も確認しておりますので、情報提供などを行い、学校の支援をしていきたいと考えております。同じく②のイにつきましては、1番目の新垣議員の(2)の②と同様の答えとなっておりますので、割愛いたします。

続きまして、ページは5ページです。瀬長恒雄議員の(5)の①から③について関連しますので、まとめてご説明いたします。与根体育施設がこれまで未契約の状態での施設の除却が行われていることは、手続上どうなのかという議員からのご質問です。区画整理事業の手法の一つとして事業進捗を図るために、契約前に除却などを行う方法もありますので、事業者とは保証契約を一括して行うことで、これまで協議を行ってきた経緯がございます。そのために、これまでに複数年にわたり、施設の除却などを行ってきたものについては、その都度、本市、公有財産規則に基づく手続を踏まえて関係書類などとともに公有財産台帳を備え付けておりますので、手続に問題はないと判断しているところがございます。

続きまして、6ページ、川満玄治議員の(3)の①、②、こちらも学校のグラウンド整備の内容となりますのでまとめて説明いたします。まず、グラウンド整備の計画につきましては、本市の学校施設長寿命化計画を下に修繕の計画を持っております。それぞれの、今回の質問に上がっております、長嶺小ととよみ小につきましては、各学校現場を確認し

ておりまして、長嶺小につきましては、今後応急対策を検討する予定としております。同じくとよみ小につきましては、全面的な改修計画を現在予定している年度から前倒しして整備することを、関係部署と調整していくこととしております。

続きまして7ページになります。長嶺吉起議員の（１）の①です。こちらは、既存の配水管の詰まりが現在生じている状況があります。次年度に詰まりの除去と詰まりの調査を行う予定としています。ただ、その現在の詰まりの原因となっているもの以外の原因が確認された場合には、早急な対策ができるよう、今後関係部署と調整していきたいと考えております。

続きまして、②になります。こちらは、金融教育については、施政方針の中でもグローバル人材創生また未来の担い手の応援に取り組む必要があるとしています。金融教育を行うことで、子供たちをトラブルから防ぐことにもつながり、それにより家庭づくりや地域づくりにつなげていきたいと考えています。その教育のため、外部講師の招聘を経常的に行うための人材確保について、関係機関と今後協議を進めていきたいと考えております。

続いて（１）、③です。学習支援員の配置状況につきましては、今年度、適応指導教室に２人、伊良波中学校の自立支援教室に１名、合計３名を配置しており、充足率としては60%となっております。やはりこちらが希望している人数には不足している状況がありますか、採用要件としております教員免許保持者の確保が非常に厳しい状況となっておりますので、いろいろな手段によって、今後も人材の確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、8ページの高山美雪議員の（１）です。①、②一括して説明します。就学援助に関する質問ですが、直近3か年の就学援助を受給者数としてそれぞれ説明をしております。その支援内容としては、学用品や修学旅行費、学校給食費の支給を行っているところです。小学校、中学校の入学者につきましては、入学前給付金の支給などを行っております。

次に（２）のヤングケアラーについての②になります。教育委員会としての支援としては、各学校に教員や各支援員などを配置して、相談体制の構築を図っていただけるよう取り組んでいるところでございます。

次に（３）豊崎中学校の建設についてです。①については、令和4年9月から開始された工事の現在の工事状況の説明を行い、令和5年12月の工事完成を目指していることと、令和6年4月の開校を目標に、作業

	<p>を行っていく予定としております。③の質問につきましては、1番目の新垣亜矢子議員の(2)の①と同様の答えとなりますので、割愛いたします。</p> <p>続きまして、9ページの大田正樹議員の(3)①です。こちらは中学校を配置しているJTEについては次年度も今年度と同様の予算で予定しております。小学校のJTEについては、配置方法を見直して、ALTと同様に、各賃金を直接市が雇用することにより、学校教職員と事前打合せの時間を充実させるなど、対応の強化を図っていきたいと考えております。</p> <p>続いて②です。こちらにも具体的数値目標については、英検の3級レベルを義務教育の間に身につけさせることを目的として、英語教育に取り組んでおり、今年度からは沖縄県の事業として、英検I B Aテストを全中学生を対象に実施されております。その結果については、英検階級の合格レベルや分野別正答率が示されているところでもありますので、その結果を事業改善のための数値目標として活用できると考えております。</p> <p>続いて③です。まず、一般行政の課題については、本市の顧問弁護士を相談窓口として課題解決の対応を行っておりますが、学校現場における子どもや保護者、また教職員間の困り事などに対する専門的な相談窓口がこれまではありませんでしたので、次年度から学校教育に詳しい弁護士と契約を交わす予定としております。それにより、学校活動全般において発生する問題を初期段階で相談につなげて、早期の解決が図られると考えております。</p> <p>続きまして④、⑤につきましては、教育長のほうから答弁を行っておりますので、教育長のほうでよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>それでは④について。委員会の組織強化についてです。教育委員会の所管事務の範囲が広範囲なことから、その職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための教育委員会事務局の役割については、重要かつ不可欠であることから、組織の強化の必要性については十分に認識しており、市長部局と協議を行った結果、令和5年度については教育委員会へ配慮をいただいたものと理解しているところです。今後ともさらなる組織強化が図られるよう、市長部局と連携しながら進めてまいりたいと考えておりますと答えております。</p> <p>⑤について。今後は本来のあるべき姿でという項目に関しては、現在、教育委員会事務局は各部署において学校側と意見交換や調整などを重ねながら、日々連携して学校現場の困り感について連携しながら取り組んでいるところだという前段に置いてです。今後とも教育委員会</p>

	<p>は、市の教育の振興について最終的責任を負うという自覚を持ちながら、教育委員会事務局の各課の職員とともに、学校をはじめとした現場での諸問題の解決に向けた努力をしながら、教育委員会の運営を担っていく決意でありますというふうに答えております。</p>
<p>教育部長</p>	<p>引き続き報告します。続いては10ページの真栄里保護員になります。</p> <p>(5)の給食費についての①から③です。学校給食の無償化が現在各市町村でその支援方法が独自の取組が行われている状況となっております。沖縄県知事が無償化の実現を政策としていることは、沖縄県平均所得が低いことから子育て世帯にとって期待が寄せられていると考えておりますので、本市としても、先月沖縄県市長会から要請を行ったように、沖縄県による全額県費負担で学校給食費無償化が図られるよう、沖縄県に要請していきたいと考えております。今回行っている無償化については、学校給食費保護者支援事業として栄養充足率を満たすために、これまでは小学生月額600円、中学生が月額700円の支援を行ってききましたが、引き続き栄養充足率を満たしながら物価高騰にも対応するため、保護者の徴収額は据え置き、令和5年度については、小学生月額800円、中学生月額900円、それぞれ200円ずつの増額を行い、支援していく予定としております。</p> <p>続きまして、12ページになります。新垣繁人議員の……13ページですね。(5)、(仮称)豊崎中学校の開校についてです。まず準備室の設置につきましては、令和5年の4月から学校教育課内に当該校の校長予定者を配置し、開校に向けた準備を行っていく予定としています。その後、11月からは正式にその方が開校準備室長として拝命を受ける予定となっております。</p> <p>続いて、(5)のイですね。こちらにつきましては、令和5年2月15日から1か月間を募集期間として、ホームページや広報などで周知を行いました。今後は応募のあった方面から候補名を選考委員会において選考基準に考慮しながら選定し、教育委員会で審議の上、令和5年6月の定例議会で条例改正案を提案していく予定としております。</p> <p>続きまして、14ページの宜保安孝議員の(3)学校給食について。①につきましては、9番目の真栄里議員の(5)の③と同様の答えとなりますので割愛をいたします。</p> <p>②については、令和5年3月20日時点においては、沖縄県からの問合せや調整などは行われておりません。</p> <p>続きまして、17ページ。ちょっとページ飛びます。要正悟議員の(1)の学校給食についてです。①につきましては、昨年末に小学6年</p>

生と中学3年生に学校給食のリクエストを募り、人気のあったメニューを1月の献立から提供するという取組を行っております。また、令和5年2月には新聞等でも紹介されておりましたが、沖縄県立南部農林高校の2年生が考案しました本市特産のちゅらとまとを使った麻婆豆腐を給食センターの栄養士と連携しながら学校給食用にアレンジを行い、提供しております。子どもたちが給食に関心を持ついいきっかけと考えておりますので、今後もそのような取組を続けていきたいと考えております。

②の学校給食の残りについては、これまで沖縄県が主体となって、年2回の残量調査というのを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在はその残量調査は中止となっております。そのため、数字での把握はできておりませんが、学校給食の残量自体は増えているものと捉えております。

続いて18ページ。吉濱智也議員の(1)の①、アからウについて一括してご説明します。陸上競技場の夜間利用に対しての設備強化は必要であると認識しておりますので、与根体育施設から移設計画をしていましたが、再利用ができないものがあつたため、現在は改めて設置方法などについて検討を行う予定としております。また、併せて競技場内のトイレやシャワールームなどの施設につきましても、整備希望について関係部局と連携して取り組んでいきたいと考えております。

続きまして(2)の②、ア、イを一括して説明します。児童生徒の派遣費の補助につきましては、これまで児童生徒のみの対象としておりましたが、令和9年からは引率する指導者、こちらは監督、コーチ。こちらの人数を限定した形で対象経費の2分の1を助成していく予定としております。

続きまして19ページです。赤嶺吉信議員の(1)の教育行政についての①、アからエまで一括してお答えします。3月1日時点で、休職を要している教員1名に対して、代替職員が未配置の状況がありましたが、一時的に児童生徒をほかの学級に振り分けた事例はないことから、子どもたちへの影響はないと考えております。ただし、教員不足というのは全県的な課題にもなっていることから、沖縄県に対しては、本市小中学校で不足が生じないように、その都度要望は行っているところでございます。また、代替職員配置までの期間について、各学校現場においては教務主任や管理職などが一時的に授業を行うなどで対応している状況もございます。

続きまして、同じく(1)の②のアからウです。まず、不登校の児童

生徒の年度別の数ですが、令和元年度から不登校児童生徒数が、令和元年が142名だったのに対し、令和4年度は190名と徐々にその数は増えてきている傾向にあります。その増加の要因については、コロナ感染症拡大の影響により、学校生活において様々な制限がかかったことが考えられております。その登校対策として、まず各学校においては、校内支援委員会で児童生徒個別のケース会議を行っております。その支援につなげるために、委員会においてはSSWなどをはじめとする各種の支援員を配置するとともに、福祉部署とも連携して支援の充実を図っているところでございます。

続きまして、21ページの瀬長宏議員の(1)の①から、給付型奨学金についての①から③についてです。給付奨学金の対象は、豊見城市育英会規則の中で2つの要件を定めております。具体的には、本人または保護者が市内に住所を置いている者。学業、人物とも優秀な者。父母などが生活保護を受けている者。ほかの育英機関から同様な給与の給付を受けていないことなどを条件としており、現在の給付状況については、令和5年3月16日までの期限で募集を行い、その応募のあった方、先ほど別件で説明いたしました2名について、給与を決定したところでございます。

日本学生支援機構との違いについてですが、日本学生支援機構が、本市の育英会制度と違うところについては、まず対象者が住民非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であることと、また、給付型奨学金の支給額や授業料、入学金の免除や減額も可能となっているところです。本市の育英会事業については瀬長宏議員や前段でありました仲田政美議員からも拡充に対する意見もあることから、引き続き拡充の検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、(2) 就学援助についての①から④を一括して説明いたします。まず、準要保護については、就学援助の準要保護対象は生活保護基準の1.3倍となっておりまして、その給食費の拡充分につきましては、生活保護基準の1.5倍まで支援対象としております。その中で沖縄県の平均と比較して、本市の就学援助率が低くなっておりまして、これについては生活保護の認定を行う基となっております階級が県内の他市より低いことが原因になっていると考えているところです。その階級というのは、国が定めるものとなっておりますので、元々の根本のそこが変わらないと、本市と他市との認定率の差も埋まってこないものと考えております。

続きまして、入学準備金の支給時期については、入学準備金につて

	<p>は、現在入学前の3月に支給を行っております。申請のあった児童に対する判定については、システム判定ではなく、どうしても手作業での判定を行う必要があることから、今後はその判定作業の効率化とさらなる支給時期の前倒しの検討について行っていきたいと考えております。</p> <p>続いて(3)の与根体育施設についての②になります。こちらは与根体育施設の旧野球場敷地については、平成31年7月1日付で行政財産の用途廃止を行い、すぐに市長部局への引継ぎを行っておりませんでした。その後、普通財産から行政財産へ変更する手続きを行っております。教育委員会といたしましては、その都度、法令などを確認しながら市長部局との協議を行い、業務の遂行をしてきたところでございます。</p> <p>続きまして23ページ。楚南留美議員の(2)教育行政についてです。こちらにつきましては、英語教室は本市の政策の一つにもなっております。教育委員会においては、英語は中学校で学習をする教科となっております。進学においても有利となる実用英語技能検定試験などの資格は、子どもたちの将来に資するものであると考えておりますので、今後、資格取得の助成について検討していきたいと考えております。</p> <p>今議会での教育委員会からの答弁は以上となります。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま、報告第1号、一般質問の報告でございました。委員の皆さん、ご質問がございましたら挙手でお願いいたします。はい、下條委員。</p>
下條委員	<p>いろんなところで資格の話とか助成の話とかが出てきたと思うんですけども、確かに私も英語の教員だったし英語教育は大切だと思うんですけども、先ほど実用英語技能検定の話が出ていたんですけども、グローバル社会において、英語のみが補助を受けるというのもどうなのかなということ、それぞれのキャリアに応じていろんな資格を子どもたちが受けることができるかと思うんですけども、これは実用英語技能検定のみの補助を考えられていらっしゃるのかどうか伺わせてください。</p>
教育長	<p>はい、事務局どうぞ。</p>
学校教育課	<p>予算要求の中では、英検等というような「など」をつけてやっております。もちろんTOEICでもいいですし、その子どもたちが将来「僕は数学でやっていきたい」という子は数検でもいいというような感じで予算要求はしていたんですけども、今回は、令和5年度に向けては予算はつかなかったというところですので、令和6年度に向けて、また要求していきたいなというふうに考えております。</p>

下條委員	ありがとうございます。
教育長	よろしいでしょうか。ほかにございませんか。はい、大城議員。
大城委員	制服について。中学校は制服が現在着けていますけれども、小学校においてはどうなんですか。制服に取り組んでいるのか、または自由にさせているのか。その辺は。
教育長	今の質問の趣旨は、制服選択制を実施しているのかですか。
大城委員	小学校の場合ですよ。
教育長	小学校？
大城委員	はい。例えば、小学校の場合は、例を言ったら式服を着けている学校もあるし、全く自由にやっているような感じもあるし。その辺、小学校の場合どうなっているのかなと思って。
教育長	参事、情報があればお願いします。
学校教育課参事	小学校のほうで制服というのはなくてですね、普段の学校では自由にしていますけれども、式するときにはやっぱり指定はしているかと思えます。例えば黒に白シャツとか、そういった感じで色の指定……、靴下は白とか。式に関してはそういうこともやっているのかなと思えますけれども、全ての学校が同じようにやっているかはちょっと調べてみたことが今までないので、ちょっと……。
大城委員	小学校は制服はないんですよね。
学校教育課参事	はい。
大城委員	式服というのはこれまで着けていたと思うんだけど、今回卒業式に参加して、意外と自由にやっているなど。全く色物なりはないんだけど、長ズボンとか。式服がちょっとこれまでと変わっているなど見えたものだから。
学校教育課参事	そうですね。式服も、この服装じゃいけないというのはないかと思えます。その場に応じた服装という感じで式服という感じにしているのかなと。
大城委員	全く自由ではなくて、基本的なものがあるものだから。はい、分かりました。
教育長	はい、ありがとうございます。はい、下條委員。
下條委員	制服、ここで言う話かちょっと分からないんですけど、今、性の多様化とかLGBTとかいろいろある中で、実際制服は本当に必要かどうかということの検討をされる時期かなと思えます。私は、評議員として関わっている学校は制服がありません。ただ、その学校でも式的时候は子どもたちはちゃんと考えて、自分たちでその場に正装として

	<p>考えた服で、先ほどおっしゃったような白と黒とかということで参加されています。なので、こういう多様な時代、ダイバーシティな時代で、果たして制服の必要性を議論しないままでいいのかなというところで、私はそこまでちょっと今後考えていく必要があるのかなと思います。以上です。</p>
教育長	はい、参事どうぞ。
学校教育課参事	<p>お答えします。確かに制服は必要かということもこれまで話がありましたけれども、ただ、制服があることで、かえって貧富の差が出てこないというところもあるのかなというのは、各学校の校長、教頭のほうから意見があったのは確かですね。ただ、この令和5年度に各学校のほうに制服に対する検討委員会みたいなものも各学校にこれから立ち上げていってですね、また、制服の在り方について検討していこうと、1年または2年ぐらいかけて児童生徒や保護者のほうにもアンケートを取りながら制服の在り方について考えていこうという取組をこれからやっていくところではあります。</p>
下條委員	ありがとうございます。
教育長	はい、よろしいでしょうか。
下條委員	<p>制服が高くて入学できなかった子がいたりしたんですね。私が在学していたので。なのでそこもあって、制服自体すごく高いんではあるんですよね。そこも含めてちょっと検討していきたいなと思います。</p>
教育長	<p>それでは進めていきたいと思います。</p> <p>それでは、報告第1号 令和5年3月第3回豊見城市議会定例会一般質問についての報告を終わります。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第11、報告第2号 平成30年（ワ）第762号損害賠償請求事件（本市児童自死に係る損害賠償請求事件）についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
	(日程第11 反訳なし)
教育長	続いて、その他の案件についてです。
	(その他案件 反訳なし)
教育長	休憩します。
	<p>休 憩 (15時20分)</p> <p>再 開 (15時21分)</p>
教育長	<p>再開します。</p> <p>それでは委員の皆さん、全般を通して気になること、または聞きたい、確認したいことがございましたらよろしく申し上げます。はい、宮</p>

	城委員。
宮城委員	<p>報告でもよろしいでしょうか。3月の小学校、中学校の卒業式に参加いたしました。小学校においては、コロナ禍の中でも本当に子どもたちが素直にすくすく育っているなということを学校の先生方がいろいろご苦労され、保護者もそうですけれども、ご苦労されたんだなということをつくづく感じました。それは「将来、私は」というところで、何になりたいかということを中心に大きな声で述べていたんですが、その中にこれまでにちょっと違うなというふうに感じたのが、学校の先生になりたいという子どもたちが多かった。それから警察官であるとか、これまで多かったユーチューバーとかそういうのがこの学校では1人だけでした。ちょっとお話を聞くと、ちゃんと職業についての学習も6年生はやったということで、真剣に自分の将来を考える機会にもなったのかなというふうに校長先生はお話ししてくださいました。そのまま体育館に行っただんですが、帰りにぜひ校長室にどうぞということで、校長室で教頭、校長先生とお話をする機会があり、すごく子どもたちも含めて前向きに頑張っている様子を知ることができてとてもよかったです。</p> <p>それから中学校に関しては、初めて対面式という卒業式を経験したんですが、保護者と卒業生が対面する形。中央で校長先生が卒業証書を授与するという形だったんですけれども、本当に7クラスの子子どもたちが椅子の音一つせず、本当に静かな中で厳粛に卒業式を行っていたというのがすごく印象に残りました。やはりコロナ禍とはいえ、先生方も含め必要なところはきちんとされてきたんだなということを目の当たりにして、参加させていただいたことに大変うれしく思います。ぜひ、これからもそういう機会があれば。校長先生はそういうふうに来賓の方がいると子どもたちの目が違うんですよねということ、実はお話ししてくださいました。だからどこかの知らない人が座っているのではなくて、そこに座っている人が、自分たちを見守ってくれているんだという意識は、やはり子どもながらに理解しているんだなということを感じたとてもいい卒業式でした。参加させていただき、ありがとうございました。</p>
教育長	ありがとうございました。はい、大城委員。
大城委員	私も卒業式に参加させてもらって、一言感想ですけれども。私は長嶺中と座安小へ行ったんですけれどもね、この児童生徒の挨拶があまりにもすばらしくて、本当に本市の子子どもたちの学力がついているなというのを強く感じました。特に中学校の送辞、答辞、すばらしかったです。

	<p>ね。WBCの野球と同じように感動しました。もう1つ感動したのは、長嶺中で卒業証書を復命する担任が、5名のうち3名が男性、2人は女性でしたけれども、みんな泣いているんですね。あれを見て非常に担任と子どもたちとの関係がよかった学級だったんだなということで感心しましたけれども、大変私も感動しましたので、ぜひ校長会でその旨をちょっと伝えてほしいなと思います。平良参事よろしくお願いします。</p>
教育長	はい、ありがとうございます。
備瀬委員	<p>ついでに、豊見城中に行きました。我々の頃は緊張の中で卒業式というのがあったんですが、今回同じように対面式で3年生と保護者だけの参加でしたけれども、本当にゆったりして新しい体育館で気持ちよくいうのか、特に最後の卒業生の歌というのが、男性が女性に負けないぐらいの大きな声で本当に堂々と歌っている。あの歌だけを聞いても「ああ、すごいんだな」と思いました。本当に整然とした中でいい卒業式を見ることができました。願わくば在校生も本来は中に入ったほうが、来年、再来年のためにもなるんだがなということも感じました。伊良波小学校もとてもすばらしい卒業式でした。以上です。</p>
教育長	下條委員。
下條委員	<p>私はゆたか小学校と長嶺中学校に参加させていただきました。本当にすばらしい子どもたちは本当に目を輝かせて楽しい式でした。特にやっぱりリーダーとなる校長先生が本当にすごいなと思ったのが、お二人とも本当に子どもの幸せを考えている、最後の言葉に表れていまして、ゆたか小学校の校長先生は「夢を持ち続けてください。そして実現させてください」ということを、長嶺中学校の校長先生は「自分と周りを幸せするために学び続けてください」というような形で、子どもの幸せのためにずっと学校を運営されているんだなということをつくづく感じました。あとは病弱の子が会場に来て卒業生にいて、わざわざ校長先生がフロアまで下りていらして、そこで保護者の下で授与されているのを見てすごく胸が熱くなる思いをしました。すばらしい卒業式に参加させていただきありがとうございました。</p>
教育長	はい、ありがとうございました。
宮城委員	<p>すみません。私、上田小学校と伊良波中学校に行きました。先ほど卒業証書の話をしていましたけれども、上田小も卒業式に参加できない子どもがいて、終わった後に対応しましたという話もしていましたので、やはり子どもたち1人1人を大事にしているなというところですね。</p>
教育長	ありがとうございました。

	<p>それでは最後に、次回の定例教育委員会の日程について、事務局お願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課の長嶺です。次回の定例教育委員会の開催についてご説明いたします。</p> <p>次回のほうは令和5年4月24日月曜日の1時半を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。説明については以上です。</p>
教育長	<p>それでは、これもちまして令和5年第3回定例教育委員会の全日程を……。</p>
備瀬委員	<p>すみません。一言、言いたい。いいですか。今回の資料、いつもよりも早めでしたよね。とてもありがたかったです。本当にゆとりを持ってゆっくりマイペースでできました。これまでは大体金曜日か土曜日だったもので、もうハーバーしながらやったのが、本当に事務局の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。できたら今後もそういう方向で準備をしてもらえればありがたくと思います。大変でしょうけれどもよろしくお願いいたします。助かりました。以上です。</p>
教育長	<p>事務局とともに頑張っていきます。</p> <p>それでは定例教育委員会を終了しますが、今年度末をもって、教育委員会を退職される課長、参事がいらっしゃいます。一言ずつ挨拶をいただきたいと思います。まず初めに平良参事。よろしくお願いいたします。</p>
学校教育課参事	<p>教育委員会に来て2年、学校教育課の参事を務めてまいりました。来たときがもう、やっぱり学校現場とは全く違うものですからいろいろ苦労はありましたけれども、教育長、課長、部長からいろいろ助けてもらってどうにかやってこられました。4月からはですね、長嶺小学校のほうに、桑江ツネカツ校長先生の後を継いで、桑江校長がつくり上げてきたものをまた引き継いで、私の色も出しながら子どもたちがもちろん楽しく安全な学校、それから先生方がまた楽しめるような学校をつくっていきたいと思います。豊見城市内なので今後ともお世話になるかと思っております、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。それでは文化課課長、高良課長のほうよろしくお願いいたします。</p>
文化課長	<p>皆様、お疲れさまです。自分のほうは平成2年のですね、1990年の採用で今年で33年間の公務員生活となります。最初の6年間と今の文化課の4年間合わせて、10年間教育委員会でお世話になっていました。ありがとうございました。宮城先生は国民文化祭の実行委員も務めていただ</p>

	<p>きまして、本当にお世話になりました。ありがとうございました。今はですね、まず健康のまま卒業できることを喜んでおります。以上です。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>それでは最後に、お2人の労をねぎらうのと、今後の人生が謳歌であることで、最後握手で感謝を伝えましょう。ありがとうございました。</p> <p>では、これをもちまして全日程を終了いたします。ありがとうございました。</p>

(署名欄)

教育長 瀬長 盛光

教育委員 備瀬 洋一